

保全業務積算基準 Q&A(質問が多いものをまとめました。)

Q P11 労務単価を知りたいが、どこを調べればよいのか

A 国土交通省のホームページを参照してください。
(http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_index.htmから保全関連基準建築
保全業務労務単価を参照してください。)

Q P11 正規の勤務時間について、どのように考えたらよいか

A 午前5時から午後10時までの時間帯における8時間内で業務に従事する時間を正規の勤務時間といたします。(深夜時間帯以外)(労働基準法)

Q P11 土曜日、日曜日、祝日勤務の扱いはどうなるか

A 法定の休日(週1日又は4週4日)を確保すれば、労務の割り増しはありません。(労働基準法)

Q P11 仮眠時間は勤務時間から差し引くのか

A 突発作業への対応を義務づけている場合は、拘束時間になりますので、勤務時間として扱います。(いわゆる手待時間)(労働基準法)

Q P11 24時間体制の場合、手当はどうなるか

A 午前5時から午後10時までの時間帯における8時間以内で業務に従事する時間を正規の勤務とし、それ以外は時間外労働、深夜労働として扱います。(労働基準法)

Q P14,15 直接物品費率、業務管理費率、一般管理費等率をどのように決めればよいか

A 保全状況の実情、過去の実績等により、決定してください。

Q P19 労務数量に端数が生じた場合、どのように処理すればよいのか

A 業務分類ごとに集計した労務数量を端数処理してください。建築、電気、機械等の分類ではありません。

Q P19 周期Ⅰと周期Ⅱは何がどのように違うのか

A 周期Ⅰが標準的な点検周期で、周期Ⅱは不具合等の発生率が高まることを最大許容出来る場合の周期になります。

Q P28 自動ドアの点検は法令点検になるか

A 有資格者が法令に従った方法で点検した場合、法令点検に該当します。

Q P74 受水タンク・高置タンクの5m3以下はどの歩掛かりを適用したらよいか

A 本書では適用外になりますので、見積もりとなります。

Q P62 マルチパッケージ形空調機の歩掛りはどの歩掛かりを適用したらよいか

A 本書では適用外になりますので、見積もりとなります。

Q P84 防災設備の加算値について、どのように求めればよいか

A 1契約について、該当する区分に対して、もっとも大きい加算値を、1回だけ加算してください。

Q P84 防災設備の加算値は法的に定めたものか

A 法的に定められたものではありません。

Q P86 防災設備機器点検の周期1Yについて、消防法の周期と違うのは何故か

A 基準では、項目を「機器点検」と「機器点検及び総合点検」の2つに分け、それぞれ年あたり1回としています。この2つの項目を実施することで法令による年2回の機器点検の周期と同じになります。